



別記第2号様式（第5条関係）

### 公文書開示決定期間延長通知書

十保生第 190号  
平成30年5月7日

照射食品反対連絡会  
代表世話人 里見 宏 様

北海道知事



平成30年4月24日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第14条の規定により、次のとおり開示するかどうかを決定する期間を延長したので、通知します。

1 公文書の名称	別紙のとおり	
2 北海道情報公開条例第14条第1項本文に規定する決定期間	平成30年4月24日から平成30年5月8日まで	
3 延長区分、延長の理由及び延長後の決定時期	延長区分	(1) 北海道情報公開条例第14条第1項ただし書 (2) 北海道情報公開条例第14条第2項本文 (3) 北海道情報公開条例第14条第2項ただし書
	理由	開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているため、当該第三者に対し意見書を提出する機会を与える必要があり、14日以内に開示等を決定することが困難であるため。
	決定時期	平成30年 5月 15日
4 担当部課等	十勝総合振興局保健環境部保健行政室生活衛生課 電話 0155-27-8702	
5 備考	本請求に係る公文書のうち保管していない部分については、公文書不存通知書により別途通知する。	

(日本工業規格A4)

(公文書の名称等)

別紙

年度	収受年月日	収受番号	文書名
H18	H20.2.1	-	平成18年度馬鈴しょ照射実績報告書の提出について
H19	H20.12.17	-	平成19年度馬鈴しょ照射実績報告書の提出について
H20	H22.2.4	-	平成20年度馬鈴しょ照射実績報告書の提出について
H21	H23.2.17	-	馬鈴しょ照射実績等の提出について
H22	H24.1.26	470	馬鈴しょ照射実績等の提出について
H23	H24.8.10	227	馬鈴しょ照射実績等の提出について
H24	H25.9.12	271	馬鈴しょ照射実績等の提出について
H25	H26.8.21	266	馬鈴しょ照射実績等の提出について
H26	H27.10.14	405	馬鈴しょ照射実績等の提出について
H27	H29.9.12	376	馬鈴しょ照射実績等の提出について
H28	H29.9.12	376	馬鈴しょ照射実績等の提出について

※平成29年度実績については報告を受けていない。(H30.5.1現在)

※各年度の出荷量月別内訳については報告を受けていない。



別記第7号様式（第8条関係）

## 公文書不存在通知書

十保生第 191号  
平成30年5月7日

照射食品反対連絡会  
代表世話人 里見 宏 様

北海道知事



平成30年4月24日開示請求のあった公文書について、公文書が存在しませんでしたので、北海道情報公開条例第17条の規定により、通知します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	2017年分の馬鈴薯照射実績の資料及び月別の放射線照射馬鈴薯の出荷量に係る資料（請求のあった全年分）
2 不存在の理由	士幌町農業協同組合から提出を受けておらず、現に保管していないため。
3 担当部課等	十勝総合振興局保健環境部保健行政室生活衛生課 電話 0155-27-8702
4 備考	本請求に係る公文書のうち不存在ではない部分については、別途通知する。

- 1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所又は釧路地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（日本工業規格A4）